



マイナンバー制度Q&A よくある質問にお答えします

Q1 マイナンバー(個人番号)とは、どのようなものですか？

日本国内の全住民に通知される一人一人異なる12桁の番号のことで、生まれたばかりの赤ちゃんや日本国内に住民登録がある外国人にも通知されます。

マイナンバーは、住民の手続きの簡素化や負担軽減、行政の事務処理の効率化、行政サービスの受給状況の正確な把握など、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるものです。

Q2 マイナンバー(個人番号)は希望すれば自由に変更できますか？

原則として生涯同じ番号を使い続けていただき、自由に変更することはできません。

Q3 通知カードと個人番号カードの違いは何ですか？

簡易書留で送付された「通知カード」は、みなさんの個人番号の確認に利用するカードです。「個人番号カード」は、申請により交付され、マイナンバーの提示が必要な様々な場面で証明書類として利用できます。

Q4 通知カードが届いたら？

「通知カード」には、マイナンバー・氏名・住所等が記載されていますので、大切に保管してください。

Q5 個人番号カードは必ず申請が必要ですか？

「個人番号カード」を希望する方は、「通知カード」の下にある「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真を貼付して申請してください。平成28年1月以降に交付されます。

Q6 個人番号カードの有効期限はありますか？

「個人番号カード」の有効期限は、20歳以上の方は発行の日から10回目の誕生日までですが、19歳以下の方は容姿の変化などを考慮して5回目の誕生日までとなります。

なお、「通知カード」に有効期限はありません。

Q7 個人情報が外部に漏れることはありませんか？

マイナンバー制度では、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

なお、自分の個人情報を「いつ」、「誰が」、「なぜ」提供したのか、ご自身で確認できる「マイナポータル(情報提供等記録開示システム)」が、平成29年1月から稼働する予定です。

◎マイナンバー制度に関する問い合わせ

コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

【日本語対応】 ☎0570-20-0178

【外国語対応】 ☎0570-20-0291

(平日)

午前9時30分～午後10時

(土・日曜日、祝日等) 午前9時30分～午後5時30分

※12月29日(火)～平成28年1月3日(日)は除きます。

◆問い合わせ 住民課住民班 ☎84-1214



10月7日、東京都の京王プラザホテルで開催された平成27年度行政相談

行政相談委員が総務大臣表彰を受賞

長年の功績に輝く栄誉

式で、行政相談委員の佐久間和夫氏(木戸台)が、長年にわたる行政相談委員活動への功績が認められ、総務大臣表彰を受賞されました。